

発議案第1号

議会閉会中の所管事務調査について

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出があったので承認する。

平成25年 3月 7日

木古内町議会 議長 岩館俊幸

記

| 委員会名 | 調査事件 |
|------------|---|
| 総務・経済常任委員会 | 1. 建設水道課 ・発注済工事の現地調査について 2. まちづくり新幹線課 ・第5次木古内町振興計画の検証について 3. その他総務・経済常任委員会所管の緊急を要する課題について |
| 議会運営委員会 | 1. 次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）までの会期日程等の議会運営に関する事項について 2. 議長の諮問に関する事項について |

意見書案第1号

平成25年 3月 7日

木古内町議会
議長 岩 館 俊 幸 様

| | | |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 木古内町議会議員 | 東 出 洋 一 |
| 賛成者 | 木古内町議会議員 | 竹 田 努 |
| 賛成者 | 木古内町議会議員 | 平 野 武 志 |

平成25年度地方財政対策に関する意見書

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年度地方財政対策に関する意見書（案）

平成25年度地方財政対策は、一般財源総額が前年と同水準で確保されており、これまで地方税財源の安定的な確保について強く要請してきた地方の声を理解していただいたものと、関係各位の御尽力に対し敬意と感謝の意を表すところである。

しかしながら、国の財政再建を目的とした三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済、雇用状況と相まって、地域の疲弊が深刻化していることに加えて、地方税制は地方の自主的な根幹をなすにもかかわらず、平成25年度税制改正大綱では地方の声が十分に反映されたものとはいえないなど、地方は将来の財政運営に大きな不安を抱えています。

このような状況において、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を削減したことは、その根拠が極めて不明確な上に、厳しい財政事情から国に先駆けて、給与の独自削減や定数削減を行っていた地方の努力を踏みにじる極めて不合理な措置であり、同時に、地方交付税制度の「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」及び「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」を無視した、税源が乏しく財政基盤の脆弱な団体ほどその影響を大きく受ける不公平な政策であります。

特に、地方との十分な協議を経ないまま、国の政策を地方に一方的に押しつけるために、地方固有の財源である地方交付税を削減したことは、これまでの国と地方の信頼関係を大きく損なう非常に理不尽な措置で、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

よって、国は、今回の措置を撤回し、二度と繰り返さないように強く要望します。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 3月 7日

北海道上磯郡木古内町議会
議長 岩 館 俊 幸

【提出先】 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣